

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【四半期会計期間】 第105期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野 隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(3710)2222

【事務連絡者氏名】 執行役員・経理部門長 飯野 勝利

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(3710)2222

【事務連絡者氏名】 執行役員・経理部門長 飯野 勝利

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店  
(大阪市淀川区木川東4丁目14番24号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店  
(名古屋市名東区高社2丁目252番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第104期 第2四半期 連結累計期間	第105期 第2四半期 連結累計期間	第104期 第2四半期 連結会計期間	第105期 第2四半期 連結会計期間	第104期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	166,071	108,892	84,165	58,212	283,302
経常利益 (百万円)	22,927	7,855	10,666	4,794	25,398
四半期(当期)純利益 (百万円)	14,588	3,988	7,711	2,666	12,128
純資産額 (百万円)			212,809	193,287	194,692
総資産額 (百万円)			326,150	280,610	273,102
1株当たり純資産額 (円)			1,133.56	1,042.88	1,045.56
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	81.75	22.84	43.34	15.29	68.54
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			61.5	64.7	66.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,249	20,078			45,636
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,920	12,794			25,234
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,115	4,526			22,952
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			56,349	56,708	46,627
従業員数 (名)			13,207	12,891	12,382

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	12,891
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	3,511
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車機器事業	42,527	29.9
電子機器事業	15,642	26.9
その他事業	121	27.3
合計	58,291	29.0

(注) 1 金額は販売価格により、セグメント間の取引については相殺消去しております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社グループは、主に自動車・電子機器メーカーに対し部品を中心に納入するメーカーであります。

当業界の受注方法は、メーカーの生産計画について3か月程度前に生産見込数量の連絡を受けた後、納品までの間に確定情報を得る形態が一般的となっております。これらの期間等は得意先ごとに異なり、かつ、納品にいたるまで納入数量・時期・品目が変更されることがあります。

当社グループは、数多くの得意先に対し、極めて多種類の製品を納入しており、それぞれの受注形態に対応して、過去の実績・予測・生産能力等を勘案のうえ生産を行っているため、受注高・受注残高の記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車機器事業	42,505	31.5
電子機器事業	15,599	29.0
その他事業	108	0.5
合計	58,212	30.8

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。  
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
本田技研工業株式会社	11,593	13.8	6,575	11.3

3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に、変更及び新たな締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 概要

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨秋以降の世界経済の急激な減速から、各国の景気刺激策等の効果により、底打ちの兆しが見え始めております。当社が関連する自動車市場及び一部のエレクトロニクス市場において、市況は回復傾向にあります。

海外に目を向けましても、米国におきましては景気刺激策等の効果により、金融市場は落ち着きを取り戻しつつあります。また、アジア・大洋州、欧州におきましても、輸出の持ち直しが外需の改善につながったほか、景気刺激策等が下支えとなり、個人消費に持ち直しの傾向が見られます。中国におきましては、輸出低迷は続いているものの、大規模な経済対策の中で、内需は順調に拡大しております。

以上のような経済環境の下、当社グループでは、市場ニーズを的確に捉えた商品開発、受注拡大を目指した営業力強化、「生産革新活動」による生産性向上、徹底的な経費削減などを着実に実施してまいりましたが、当社が関連する自動車及びエレクトロニクス市場の生産はまだ回復途上であり、売上高及び営業利益は前年同期比で減少しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、売上高は582億1千2百万円(前年同期比30.8%減)、営業利益は45億7千4百万円(前年同期比52.3%減)、経常利益は47億9千4百万円(前年同期比55.1%減)、四半期純利益は26億6千6百万円(前年同期比65.4%減)となりました。

なお、売上高は、世界的な不況となった昨秋以降からは増加傾向にあります。また、当社の強みである「コスト管理能力」をグループで最大限に追求し、グローバルで着実な成果をあげており、営業利益も昨秋以降からは増加傾向にあります。

### (2) 売上高及び営業利益について

#### 事業の種類別セグメントの概況

自動車の世界生産台数は、中国を除き前年同期比では減少しておりますが、各国の景気刺激策等の効果により、昨秋以降の経済環境からは回復傾向に向かっております。

このような市場環境の中、当社グループの自動車機器事業の売上高は、前年同期比では減少しました。また、新製品としてLEDヘッドランプの量産を開始いたしました。LEDヘッドランプは、環境にやさしいエコ製品として、今後もハイブリッド車や電気自動車等を中心に採用が期待されます。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、自動車機器事業の売上高は425億5百万円(前年同期比31.5%減)、営業利益は39億1千8百万円(前年同期比44.3%減)となりました。

なお、売上高及び営業利益とも、前年同期比では減少しておりますが、昨秋以降からは増加傾向にあります。

電子機器市場は、各国の景気刺激策等の効果により個人消費が持ち直し、デジタルスチルカメラ(DSC)やフラットパネルディスプレイ(FPD)TV、ノートPCなどを中心に回復傾向にあります。

このような市場環境の中、当社グループの電子機器事業は、市場機会を的確に捉えるべく、新製品を投入し受注確保に努めておりますが、売上高は前年同期比では減少しました。

また、新製品としてLED照明製品をリリースしました。LED照明は、環境にやさしいエコ製品として、今後の市場拡大が期待されています。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、電子機器事業の売上高は155億9千9百万円(前年同期比29.0%減)、営業利益は14億4千8百万円(前年同期比41.5%減)となりました。

なお、売上高及び営業利益とも、前年同期比では減少しておりますが、昨秋以降からは増加傾向にあります。

#### 所在地別セグメントの概況

日本におきましては、昨秋以降の世界的な金融不安による景気の急激な減速から、当社が関連する自動車及び一部のエレクトロニクス市場は前年同期比では減少しましたが、政府の景気刺激策等の効果により、回復の方向に向かっております。

このような事業環境の下、当社グループの売上高も前年同期比では減少しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、日本の売上高は299億2千5百万円(前年同期比34.5%減)、営業利益は6億9千9百万円(前年同期比81.5%減)となりました。

なお、売上高は前年同期比では減少しておりますが、昨秋以降からは増加傾向にあります。

また、営業利益は「生産革新活動」をはじめ徹底したコスト管理を断行し、着実に成果をあげております。

北米におきましては、昨秋以降の米国自動車販売台数の大幅な落ち込みから、景気刺激策等の効果により、その減少幅は縮小傾向にありますが、本格的な回復まではまだ時間を要するものと思われ、当社グループもその影響を受け、売上高は前年同期比では減少しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、北米の売上高は80億4千6百万円(前年同期比32.4%減)、営業利益は6千1百万円(前年同期比90.8%減)となりました。

なお、売上高及び営業利益とも、前年同期比では減少しておりますが、昨秋以降からは増加傾向にあります。

アジア・大洋州におきましては、景気は輸出を中心に回復基調を辿り、各国の景気対策による内需も喚起されつつあります。当社の二輪向け製品及び電子デバイス、電子応用製品の売上高は前年同期比では減少しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、アジア・大洋州の売上高は82億2千5百万円(前年同期比20.0%減)、営業利益は12億3千2百万円(前年同期比27.7%減)となりました。

なお、売上高及び営業利益とも、前年同期比では減少しておりますが、昨秋以降からは増加傾向にあります。

中国におきましては、世界的な金融不安から早期に需要回復を遂げております。当社の売上高は、主に自動車機器製品の受注が回復傾向にありますが、総じて前年同期比では減少しました。また、営業利益は「生産革新活動」による生産性向上、徹底的な経費削減などの寄与により、前年同期の水準を確保いたしました。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、中国の売上高は100億4千3百万円(前年同期比11.8%減)、営業利益は20億8千8百万円(前年同期比1.5%減)となりました。

なお、売上高及び営業利益とも、前年同期比では減少しておりますが、昨秋以降からは増加傾向にあります。

欧州におきましては、景気後退局面を脱しつつあります。当社の自動車機器製品、電子デバイス及び電子応用製品の売上高は総じて前年同期比では減少しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間においては、その他の地域の売上高は19億7千1百万円(前年同期比59.9%減)、営業損失は8千9百万円となりました。

なお、売上高は前年同期比では減少しておりますが、昨秋以降からは増加傾向にあります。

### (3) 営業外収益(費用)

営業外収益(費用)は、前第2四半期連結会計期間の10億6千7百万円の収益(純額)から、2億2千万円の収益(純額)となりました。主に、受取配当金の減少及び為替差損の増加等によるものです。

### (4) 特別利益(損失)

特別利益(損失)は、前第2四半期連結会計期間の14億3千2百万円の利益(純額)から、2億3千3百万円の損失(純額)となりました。主に、固定資産売却益の減少等によるものです。

### (5) 税金等調整前四半期純利益

税金等調整前四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間の120億9千9百万円から62.3%減少し、45億6千1百万円となりました。

### (6) 法人税等

税金等調整前四半期純利益に対する法人税等の負担率は、前第2四半期連結会計期間の28.9%から2.5ポイント下降し、26.4%となりました。

### (7) 少数株主利益

少数株主利益は、主として広州斯坦雷电气有限公司、P.T. Indonesia Stanley Electric及びVietnam Stanley Electric Co., Ltd.の少数株主に帰属する利益からなり、前第2四半期連結会計期間の8億9千3百万円に対し、当第2四半期連結会計期間は6億9千1百万円となりました。

### (8) 四半期純利益

四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間の77億1千1百万円から65.4%減少し、26億6千6百万円となりました。なお、1株当たり四半期純利益金額は、前第2四半期連結会計期間の43.34円に対し、15.29円となりました。

### (9) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は2,806億1千万円となり、前連結会計年度末に比べ75億8百万円増加しております。流動資産が78億7百万円、投資その他の資産が30億9百万円増加し、有形固定資産が28億5千2百万円減少しております。主な要因は、流動資産では社債の発行により現金及び預金、有価証券が増加し、投資その他の資産では株価の上昇に伴い投資有価証券が増加したことによるものであります。一方、有形固定資産では秦野製作所の新1号館の完成に伴い建物及び構築物が増加したものの、建設仮勘定、工具器具及び備品が減少したことによるものであります。

負債は873億2千2百万円となり、前連結会計年度末に比べ89億1千2百万円増加しております。主な要因は、100億円の社債発行によるものであります。

純資産は1,932億8千7百万円となり、前連結会計年度末に比べ14億5百万円減少しております。主な要因は、株価の上昇に伴いその他有価証券評価差額金が増加したものの、円高に伴い為替換算調整勘定が減少したことによるものであります。

## (10) 主な契約債務

主な契約債務	合計 (百万円)	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)
借入金	8,372	8,372	-
社債	10,000	-	10,000

借入金については、銀行借入によるものであります。

また、社債は平成21年4月27日に発行した期間5年の第3回無担保社債であり、運転資金に充当致しました。

当社グループの第三者に対する保証は、当社の従業員の住宅資金借入金に対する債務保証であり、保証した借入金の債務不履行が保証契約期間内に発生した場合、当社が代わりに弁済する義務があります。平成21年9月30日現在、当社グループの債務保証に基づく将来における潜在的な要支払額の合計は、1千3百万円であります。

また、当社は資金調達効率化及び安定性の確保を目的とし、平成21年9月30日現在、金融機関10社とシンジケーション方式による総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。

## (11) 財務政策

当社グループは、グローバルなグループ経営の実現に向けて、機動的かつ効率的な資金循環のできる体制の充実を図っております。日本においては、国内グループ各社に対する当社及びグループ金融子会社を通じた調達体制を、海外においては、北米及び欧州での持株会社、アジア・大洋州ではシンガポールにある金融統括会社を使って域内の資金循環を実施しております。

## (12) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第2四半期連結会計期間末に比べ3億5千9百万円増加し、567億8百万円となりました。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益の減少75億3千8百万円、売上債権の増減額44億5千2百万円等による資金減があったものの、仕入債務の増減額80億6千1百万円、法人税等の支払額又は還付額23億6千9百万円、固定資産除売却損益18億4千4百万円等による資金増により、前第2四半期連結会計期間末に比べ26億3千1百万円増加し、108億4千1百万円となりました。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入の減少18億9千1百万円、有形固定資産の取得による支出の増加14億4千4百万円、投資有価証券の取得による支出の増加2億4千9百万円等による資金減により、前第2四半期連結会計期間末に比べ39億6千9百万円減少し、80億2千9百万円となりました。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増減額16億3千万円等による資金減があったものの、自己株式の取得による支出の減少31億9千2百万円等による資金増により、前第2四半期連結会計期間末に比べ18億6千1百万円増加し、32億5千1百万円となりました。

## (13) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。



また、株式会社の支配に関する基本方針は以下のとおりであります。

#### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2000年4月、スタンレースピリット“光に勝つ”の気概を持って素晴らしい未来を切り開くべく、当社の基本理念として、社会における存在意義及び永続的な使命を明確に掲げ、未来に向けて進むべき方向性を示した『スタンレーグループビジョン』を制定し、「光の価値の限りなき追求」、「ものづくりを究める経営革新」、「真に支える人々の幸福の実現」という経営理念を掲げました。こうした基本理念の下、当社は、最大の強みである光関連技術を基礎としたグローバルな事業活動はもとより、“光の5つの価値”（＝「光を創る」、「光で感知・認識する」、「光で情報を自在に操る」、「光のエネルギーを活かす」、「光で場を演出する」）の探究による社会的価値の創造にも積極的に取り組むことで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の基本理念を具体化するものとして、2010年3月までの10年に関する「スタンレーグループ長期経営目標」を策定しました。そして、この長期経営目標を段階的に実現していくため、2001年以降3ヵ年毎の中期経営計画を策定・実行しています。

第 期中期3ヶ年経営計画（2001年4月～2004年3月）においては、（1）経営面では、「ものづくり」の基盤確立、効率的経営のための組織作り、グローバル・グループ経営の始動、会社と社員の新たな信頼関係の構築等、（2）事業面では、顧客満足No. 1意識の定着、グローバルな事業の志向等、（3）文化・風土面では、挑戦的な風土の育成、自由なコミュニケーション環境等を目標として掲げ、これらを通じて、キャッシュを生み出す企業体質の確立に向けた変革を本格的にスタートさせました。また、第 期中期3ヶ年経営計画（2004年4月～2007年3月）では、第 期中期3ヶ年経営計画の成果を基礎として、（1）経営面では、最適な「ものづくり」の展開、自律的組織による効率的経営の実行、グローバル・グループ経営の定着、人材の公正な評価等、（2）事業面では、顧客満足No. 1行動の実践、グローバルな事業の展開等、（3）文化・風土面では、挑戦的な姿勢の評価、自由なコミュニケーション風土の実現等を重点目標として掲げ、キャッシュを生かした成長を可能とする強靱な企業体質への変革を加速させました。その結果、2006年度の連結営業利益は、2000年の88億円に対して361%増加の406億円を達成するとともに、総資産当期純利益率（ROA）が8.1%、自己資本当期純利益率（ROE）が14.2%となり、長期プライムレート+4%以上という目標を達成しました。

そして、2007年4月からは、こうした成果を踏まえ、世界の優良企業レベルを目指して従来の延長線上を越えた成長を遂げるため、第 期中期3ヶ年経営計画（2007年4月～2010年3月）を立案し、その実行に着手しております。同計画においては、（1）経営面では、究極のものづくり経営の実現、有機的組織による効率的経営の実現、強固な企業体質による強靱な経営、グローバル・グループ経営の飛躍、最大の経営資源としての人材活用、（2）事業面では、顧客満足No. 1評価の定着と拡大、グローバルな事業の飛躍等、（3）文化・風土面では、挑戦的な個と組織の活力、創造的な風土と組織等を、それぞれ重点項目として挙げるとともに、具体的な経営指標として、総資産当期純利益率（ROA）及び自己資本当期純利益率（ROE）をとともに長期プライムレート+7%以上、自己資本比率を70%以上、損益分岐点比率を70%以下とすることを掲げ、いかなる環境下においても経営指標を達成できる強靱な企業体質の確立を目指してまいります。

さらに当社は、ものづくりにつながるすべてのビジネスプロセスの効率化のため、スタンレー生産革新活動（SNAP）を展開し、徹底したコストの削減とリードタイムの短縮にグループをあげて取り組んでおります。また、中長期的な企業価値の向上に向けた新製品・新事業の開拓にも積極的に取り組み、将来の柱となる有望な新製品やスター事業の創出を目指してまいります。

こうした取組みを支える当社の企業価値の源泉は、（ ）中長期的視点に立った研究開発への積極的な取組みを通じた、世界最高レベルの光関連技術の保持、（ ）自動車メーカー、電気機器メーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、（ ）仕入先、協力企業等との間の強固な信頼関係、（ ）当社の革新的な企業文化や高い技術力を支える優秀な従業員との信頼関係、（ ）生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能といった有形無形の財産にあるものと考えております。当社は、第 期中期3ヶ年経営計画の下、今後もこれらを維持・発展させ、企業価値・株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンスに由来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、2005年に「スタンレーグループ行動規範」を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

上記のとおり、当社は、長期経営目標を実現するため、第 期中期3ヶ年経営計画を中心に据え、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述の通り、近時においては、当社株式に対する不適切な大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じ得る状況となっております。とりわけ、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、中長期的視点に立った積極的な研究開発による技術力の保持、顧客・仕入先・協力企業・従業員等のステークホルダーとの間の良好な関係の維持・強化等といった取組みを継続し、より積極的に実行していくことが必要であり、当社の株券等の買付を行う者によりこれらが着実に実行されるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社は、上記 記載の基本方針(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成19年6月26日開催の当社第102回定時株主総会における承認に基づき、当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者等（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆さまに当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

#### (b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、( )当社社外取締役、( )当社社外監査役又は( )社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

#### (c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆さまに対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行うとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等(\*1)について、保有者(\*2)の株券等保有割合(\*3)が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等(\*4)について、公開買付け(\*5)に係る株券等の株券等所有割合(\*6)及びその特別関係者(\*7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(\*1) 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(\*2) 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(\*3) 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

(\*4) 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 において同じとします。

(\*5) 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(\*6) 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(\*7) 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

### (b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式（買付者等からの請求を受けた後10営業日以内に当社から提示します。）により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

買付者等及びそのグループ（共同保有者(\*8)、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) 記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(\*8) 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したのものも含みます。）の提供が充分になされた独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(d) に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案（もしあれば）の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆さまに対する当社の代替案（もしあれば）の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

#### 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆さまに対する情報開示を行います。

#### (d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記 に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

#### 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

( ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

( ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記

(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

#### 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c) に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

#### (e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

(a) 上記(2)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合



- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
  - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
  - (f) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
  - (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

( )特定大量保有者(\*9)、( )特定大量保有者の共同保有者、( )特定大量買付者(\*10)、( )特定大量買付者の特別関係者、もしくは( )上記( )乃至( )に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、( )上記( )乃至( )記載の者の関連者(\*11)(以下、( )乃至( )に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記( )項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(\*9) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

(\*10) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本(\*10)において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本(\*10)において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

(\*11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、当社第102回定時株主総会（平成19年6月26日開催）の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(6) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆さまのご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、当社第102回定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成19年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主の皆さまへの影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆さまに与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆さまに与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆さま（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆さまにおかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆さまは、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆さまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆さまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆さまが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせず当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆さまに交付することがあります。この場合、かかる株主の皆さまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆さまには、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆さまに対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

上記の各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 ）について

当社の「スタンレーグループ長期経営目標」の実現に向けた第 期中期3ヶ年経営計画の推進による企業価値の向上策やコーポレート・ガバナンス等への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

#### 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第102回定時株主総会において定款の定めに基づいてなされた本プランに係る委任決議を経て導入されたものです。また、上記 2.(6)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、株主の皆さまの意思に基づくこととなっております。

#### 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、( )当社社外取締役、( )当社社外監査役、又は( )社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 2.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)及び 2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### 第三者専門家の意見の取得

上記 2.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆さまのご意向を反映させることが可能となります。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2.(6)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）証券取引法は平成19年9月30日をもって金融商品取引法に改正されております。

#### (14) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は9億4千9百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更は以下のとおりです。

前四半期連結会計期間末に計画中であった自動車機器事業における当社の自動車ランプ主力工場である秦野製作所において、新1号館の第一期建設が完成し、平成21年8月に稼働を開始いたしました。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	188,240,256	188,240,256	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	188,240,256	188,240,256		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日 から 平成21年9月30日		188,240		30,514		29,825

## (5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,674	8.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,475	5.56
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	9,235	4.91
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	8,111	4.31
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	7,651	4.06
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,440	2.89
ザチエスマンハットンバンク エヌエイロンドンエスエルオム ニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	5,154	2.74
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 (全共連ビル) (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	3,048	1.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,677	1.42
財団法人北野生涯教育振興会	東京都目黒区五本木1丁目12番16号	2,566	1.36
計		70,035	37.21

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式14,188千株(7.54%)があります。

2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 15,674千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 10,475千株

3 野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)につきましては、株式会社三菱東京UFJ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、株式会社三菱東京UFJ銀行の指示により行使されることとなっております。

4 平成21年7月22日付にて、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者から関東財務局長に提出された大量保有に関する変更報告書により、平成21年7月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	12,602	6.70
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国02109 マサチューセッツ州ボストン、デ ヴォンシャー・ストリート82 (82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA)	0	0.00
計		12,603	6.70

5 平成21年6月1日付にて、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから関東財務局長に提出された

大量保有に関する変更報告書により、平成21年5月25日現在で、株式会社三菱東京UFJ銀行ほか2社が以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。  
なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	8,117	4.31
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	5,249	2.79
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	391	0.21
計		13,758	7.31

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,188,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 173,877,000	1,738,770	
単元未満株式	普通株式 174,556		
発行済株式総数	188,240,256		
総株主の議決権		1,738,770	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	14,188,700		14,188,700	7.54
計		14,188,700		14,188,700	7.54

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。  
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,394	1,572	1,958	2,000	2,000	1,899
最低(円)	1,109	1,326	1,517	1,701	1,790	1,692

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	46,876	40,621
受取手形及び売掛金	44,546	44,000
有価証券	10,070	6,611
たな卸資産	2 13,918	2 14,535
繰延税金資産	2,679	2,266
その他	7,863	10,135
貸倒引当金	89	111
流動資産合計	125,866	118,059
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	41,604	37,345
機械装置及び運搬具(純額)	33,186	34,597
工具、器具及び備品(純額)	13,653	15,377
土地	13,227	11,278
リース資産(純額)	149	152
建設仮勘定	8,769	14,690
有形固定資産合計	1 110,590	1 113,442
無形固定資産		
のれん	56	75
その他	2,524	2,961
無形固定資産合計	2,581	3,036
投資その他の資産		
投資有価証券	36,466	31,287
繰延税金資産	2,123	4,169
その他	2,983	3,107
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	41,572	38,563
固定資産合計	154,744	155,042
資産合計	280,610	273,102

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,980	28,592
短期借入金	8,372	9,671
リース債務	45	42
未払法人税等	1,481	1,228
繰延税金負債	21	9
賞与引当金	3,138	3,247
役員賞与引当金	83	142
その他	9,554	9,853
流動負債合計	51,677	52,789
固定負債		
社債	10,000	-
リース債務	107	113
繰延税金負債	448	437
退職給付引当金	22,985	22,150
役員退職慰労引当金	113	141
その他	1,990	2,778
固定負債合計	35,645	25,621
負債合計	87,322	78,410
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,825	29,825
利益剰余金	153,674	151,784
自己株式	27,641	26,137
株主資本合計	186,372	185,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,301	8,828
為替換算調整勘定	16,158	12,003
評価・換算差額等合計	4,856	3,174
少数株主持分	11,772	11,880
純資産合計	193,287	194,692
負債純資産合計	280,610	273,102

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	166,071	108,892
売上原価	127,233	87,054
売上総利益	38,838	21,837
販売費及び一般管理費	<sub>1</sub> 18,318	<sub>1</sub> 14,465
営業利益	20,519	7,371
営業外収益		
受取利息	421	213
受取配当金	630	171
持分法による投資利益	469	248
受取ロイヤリティー	567	386
為替差益	519	-
雑収入	324	307
営業外収益合計	2,932	1,327
営業外費用		
支払利息	174	203
解体撤去費用	127	-
為替差損	-	297
雑損失	223	341
営業外費用合計	525	843
経常利益	22,927	7,855
特別利益		
固定資産売却益	1,871	20
特別利益合計	1,871	20
特別損失		
固定資産除却損	398	341
早期割増退職金	270	-
投資有価証券整理損	122	-
特別損失合計	790	341
税金等調整前四半期純利益	24,007	7,535
法人税等	<sub>2</sub> 7,558	<sub>2</sub> 2,246
少数株主利益	1,861	1,301
四半期純利益	14,588	3,988



【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	84,165	58,212
売上原価	65,147	45,977
売上総利益	19,018	12,235
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 9,418	<sup>1</sup> 7,661
営業利益	9,599	4,574
営業外収益		
受取利息	217	109
受取配当金	366	116
持分法による投資利益	213	185
受取ロイヤリティー	245	180
雑収入	260	137
営業外収益合計	1,303	729
営業外費用		
支払利息	90	107
為替差損	38	285
雑損失	108	115
営業外費用合計	236	509
経常利益	10,666	4,794
特別利益		
固定資産売却益	1,867	7
特別利益合計	1,867	7
特別損失		
固定資産除却損	254	240
早期割増退職金	57	-
投資有価証券整理損	122	-
特別損失合計	435	240
税金等調整前四半期純利益	12,099	4,561
法人税等	<sup>2</sup> 3,494	<sup>2</sup> 1,203
少数株主利益	893	691
四半期純利益	7,711	2,666

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	24,007	7,535
減価償却費	12,395	10,557
貸倒引当金の増減額(は減少)	30	20
賞与引当金の増減額(は減少)	126	110
退職給付引当金の増減額(は減少)	97	825
受取利息及び受取配当金	1,051	385
支払利息	174	203
持分法による投資損益(は益)	469	248
固定資産除売却損益(は益)	1,473	320
投資有価証券整理損	122	-
売上債権の増減額(は増加)	8,497	1,678
たな卸資産の増減額(は増加)	1,196	173
仕入債務の増減額(は減少)	8,459	1,884
その他	3,061	948
小計	29,546	20,047
利息及び配当金の受取額	1,283	761
利息の支払額	201	115
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	7,377	614
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,249	20,078
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	13,581	11,864
有形固定資産の売却による収入	2,306	296
無形固定資産の取得による支出	341	257
投資有価証券の取得による支出	-	1,314
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	500	-
その他	195	346
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,920	12,794
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	801	1,065
社債の発行による収入	-	10,000
自己株式の取得による支出	4,949	1,504
配当金の支払額	2,687	2,098
少数株主への配当金の支払額	1,280	749
その他	0	55
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,115	4,526
現金及び現金同等物に係る換算差額	610	1,730
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,824	10,081
現金及び現金同等物の期首残高	51,525	46,627
現金及び現金同等物の四半期末残高	56,349	56,708

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(有形固定資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>従来、当社及び国内連結子会社は、建物(附属設備を除く)、工具器具及び備品のうち金型・治工具等及び当社の山形工場を除き、定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結累計期間より定額法に変更しております。</p> <p>当社の自動車ランプ主力工場である秦野製作所において生産性を極限まで追求できるモデル工場を目指して段階を踏んだ再構築を展開し、設備投資を進めてまいりました。この再構築は「生産革新活動」で培ってきたノウハウを建物の設計段階から取り入れ、投資効率を最大限に追求した工場として展開し、生産効率を最大限に高め、ゴミや埃の対策を徹底し、よりクリーンな製造環境を実現することによって、ヘッドランプの品質向上を図るなど、お客様の品質要求に応えていくためのものです。</p> <p>また、このような方針のもとに秦野製作所同様、浜松製作所、岡崎製作所、広島新工場等の生産工場においても順次設備投資を進めてまいりました。</p> <p>これらの集大成となる秦野製作所の新1号館第一期建設が今期完成し稼働を開始することを機に、これまで進めてきた生産工場における設備投資を中心に減価償却方法を検討した結果、設備性能は向上しており、技術的・経済的陳腐化リスクも少なく、修繕等の設備維持コストも保守費程度で平均化していることから、使用可能期間にわたり減価償却費を均等に配分することが費用収益を対応させる観点からより適切であると判断し、減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しております。</p> <p>上記の変更を機に、国内連結子会社の減価償却方法についても定額法へ変更し、第1四半期連結累計期間より当社及び連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を定額法へ統一しております。</p> <p>この変更により、従来と同じ方法によった場合に比較し、当第2四半期連結累計期間の営業利益は1,478百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ1,533百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 208,466百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 203,675百万円
2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。	2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。
製品 8,101百万円	製品 8,284百万円
仕掛品 1,727百万円	仕掛品 1,491百万円
原材料及び貯蔵品 4,089百万円	原材料及び貯蔵品 4,758百万円
3. 偶発債務	3. 偶発債務
保証債務	保証債務
金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。	同左
従業員の住宅資金借入金 13百万円	従業員の住宅資金借入金 16百万円
4. コミットメントライン契約	4. コミットメントライン契約
当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関10社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。	当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関10社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。
この契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
コミットメント ラインの総額 10,000百万円	コミットメント ラインの総額 10,000百万円
借入実行残高 - 百万円	借入実行残高 - 百万円
差引額 10,000百万円	差引額 10,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)																								
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料賞与諸手当</td> <td>5,039百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,301百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>788百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>120百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>2. 当第2四半期連結累計期間に係る法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括して記載しております。</p>	給料賞与諸手当	5,039百万円	賞与引当金繰入額	1,301百万円	退職給付費用	788百万円	役員賞与引当金繰入額	120百万円	貸倒引当金繰入額	33百万円	役員退職慰労引当金繰入額	6百万円	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料賞与諸手当</td> <td>4,640百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,123百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>1,051百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>2. 同左</p>	給料賞与諸手当	4,640百万円	賞与引当金繰入額	1,123百万円	退職給付費用	1,051百万円	役員賞与引当金繰入額	71百万円	役員退職慰労引当金繰入額	23百万円	貸倒引当金繰入額	2百万円
給料賞与諸手当	5,039百万円																								
賞与引当金繰入額	1,301百万円																								
退職給付費用	788百万円																								
役員賞与引当金繰入額	120百万円																								
貸倒引当金繰入額	33百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	6百万円																								
給料賞与諸手当	4,640百万円																								
賞与引当金繰入額	1,123百万円																								
退職給付費用	1,051百万円																								
役員賞与引当金繰入額	71百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	23百万円																								
貸倒引当金繰入額	2百万円																								

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)																								
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料賞与諸手当</td> <td>2,401百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>780百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>396百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>2. 当第2四半期連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括して記載しております。</p>	給料賞与諸手当	2,401百万円	賞与引当金繰入額	780百万円	退職給付費用	396百万円	役員賞与引当金繰入額	60百万円	貸倒引当金繰入額	27百万円	役員退職慰労引当金繰入額	3百万円	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料賞与諸手当</td> <td>2,292百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>673百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>528百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>2. 同左</p>	給料賞与諸手当	2,292百万円	賞与引当金繰入額	673百万円	退職給付費用	528百万円	役員賞与引当金繰入額	31百万円	役員退職慰労引当金繰入額	3百万円	貸倒引当金繰入額	1百万円
給料賞与諸手当	2,401百万円																								
賞与引当金繰入額	780百万円																								
退職給付費用	396百万円																								
役員賞与引当金繰入額	60百万円																								
貸倒引当金繰入額	27百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	3百万円																								
給料賞与諸手当	2,292百万円																								
賞与引当金繰入額	673百万円																								
退職給付費用	528百万円																								
役員賞与引当金繰入額	31百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	3百万円																								
貸倒引当金繰入額	1百万円																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)																				
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>49,208百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>8,166百万円</td> </tr> <tr> <td>預入れ期間が3か月を超える定期預金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>株式及び償還期間が3か月を超える債券等</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>56,349百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	49,208百万円	有価証券勘定	8,166百万円	預入れ期間が3か月を超える定期預金	25百万円	株式及び償還期間が3か月を超える債券等	1,000百万円	現金及び現金同等物	56,349百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>46,876百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>10,070百万円</td> </tr> <tr> <td>預入れ期間が3か月を超える定期預金</td> <td>238百万円</td> </tr> <tr> <td>株式及び償還期間が3か月を超える債券等</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>56,708百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	46,876百万円	有価証券勘定	10,070百万円	預入れ期間が3か月を超える定期預金	238百万円	株式及び償還期間が3か月を超える債券等	-百万円	現金及び現金同等物	56,708百万円
現金及び預金勘定	49,208百万円																				
有価証券勘定	8,166百万円																				
預入れ期間が3か月を超える定期預金	25百万円																				
株式及び償還期間が3か月を超える債券等	1,000百万円																				
現金及び現金同等物	56,349百万円																				
現金及び預金勘定	46,876百万円																				
有価証券勘定	10,070百万円																				
預入れ期間が3か月を超える定期預金	238百万円																				
株式及び償還期間が3か月を超える債券等	-百万円																				
現金及び現金同等物	56,708百万円																				

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	188,240,256

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	14,188,700

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,098	12.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,088	12.00	平成21年9月30日	平成21年11月27日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	62,083	21,974	107	84,165	-	84,165
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	81	3,277	855	4,215	(4,215)	-
計	62,165	25,252	963	88,380	(4,215)	84,165
営業利益	7,029	2,475	24	9,529	70	9,599

(注) 1 事業区分の方法.....事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

(1) 自動車機器事業.....四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、  
アクセサリ&パーツ製品

(2) 電子機器事業.....コンポーネンツ製品、電子応用製品

(3) その他事業.....その他

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	42,505	15,599	108	58,212	-	58,212
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	129	1,796	520	2,446	(2,446)	-
計	42,634	17,396	628	60,659	(2,446)	58,212
営業利益	3,918	1,448	26	5,393	(818)	4,574

(注) 1 事業区分は、事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

(1) 自動車機器事業.....四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、  
アクセサリ&パーツ製品

(2) 電子機器事業.....コンポーネンツ製品、電子応用製品

(3) その他事業.....その他

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	121,724	44,204	142	166,071	-	166,071
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	117	6,785	1,750	8,652	(8,652)	-
計	121,842	50,989	1,892	174,724	(8,652)	166,071
営業利益	14,323	5,383	27	19,734	784	20,519

(注) 1 事業区分の方法.....事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

(1) 自動車機器事業.....四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、  
アクセサリー&パーツ製品

(2) 電子機器事業.....コンポーネンツ製品、電子応用製品

(3) その他事業.....その他

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	79,941	28,768	181	108,892	-	108,892
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	238	3,263	917	4,420	(4,420)	-
計	80,180	32,032	1,099	113,312	(4,420)	108,892
営業利益	7,081	1,755	31	8,869	(1,497)	7,371

(注) 1 事業区分は、事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

(1) 自動車機器事業.....四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、  
アクセサリー&パーツ製品

(2) 電子機器事業.....コンポーネンツ製品、電子応用製品

(3) その他事業.....その他

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、自動車機器事業が836百万円、電子機器事業が431百万円、その他事業が3百万円増加しております。



【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	45,692	11,895	10,278	11,385	4,912	84,165	-	84,165
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,207	14	3,507	3,402	98	16,230	(16,230)	-
計	54,899	11,910	13,786	14,788	5,010	100,396	(16,230)	84,165
営業利益	3,778	670	1,705	2,119	708	8,983	616	9,599

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米.....アメリカ

アジア・大洋州.....タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、香港、韓国

中国.....中国

その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	29,925	8,046	8,225	10,043	1,971	58,212	-	58,212
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,297	0	2,289	2,378	66	11,033	(11,033)	-
計	36,222	8,047	10,515	12,421	2,038	69,246	(11,033)	58,212
営業利益又は 営業損失( )	699	61	1,232	2,088	89	3,992	581	4,574

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米.....アメリカ

アジア・大洋州.....タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国

中国.....中国

その他の地域.....フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用していましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,580	24,044	20,052	21,518	9,875	166,071	-	166,071
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,386	26	7,476	7,366	149	33,406	(33,406)	-
計	108,967	24,070	27,529	28,884	10,024	199,477	(33,406)	166,071
営業利益	8,660	1,603	3,522	4,131	1,241	19,159	1,359	20,519

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米.....アメリカ

アジア・大洋州.....タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、香港、韓国

中国.....中国

その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	55,775	14,963	14,984	19,501	3,667	108,892	-	108,892
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,792	2	3,987	3,945	132	18,860	(18,860)	-
計	66,567	14,965	18,971	23,447	3,799	127,752	(18,860)	108,892
営業利益又は 営業損失( )	188	201	2,219	4,133	88	6,251	1,120	7,371

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米.....アメリカ

アジア・大洋州.....タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国

中国.....中国

その他の地域.....フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用していましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本が1,451百万円、アジア・大洋州が26百万円増加しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	11,959	10,289	12,776	3,729	38,755
連結売上高(百万円)					84,165
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.2	12.2	15.2	4.4	46.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 北米.....アメリカ  
 アジア・大洋州...タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、韓国、香港  
 中国.....中国  
 その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	8,078	8,139	11,026	1,494	28,738
連結売上高(百万円)					58,212
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.9	14.0	18.9	2.6	49.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 北米.....アメリカ  
 アジア・大洋州...タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国  
 中国.....中国  
 その他の地域.....フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	24,146	20,037	24,348	7,716	76,247
連結売上高(百万円)					166,071
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.5	12.1	14.7	4.6	45.9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 北米.....アメリカ  
 アジア・大洋州...タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、韓国、香港  
 中国.....中国  
 その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	14,981	14,921	21,387	2,705	53,995
連結売上高(百万円)					108,892
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.8	13.7	19.6	2.5	49.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 北米.....アメリカ  
 アジア・大洋州...タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国  
 中国.....中国  
 その他の地域.....フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されるため、該当する事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,042.88円	1株当たり純資産額	1,045.56円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	81.75円	1株当たり四半期純利益金額	22.84円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益(百万円)	14,588	3,988
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	14,588	3,988
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,458	174,581

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	43.34円	1株当たり四半期純利益金額	15.29円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益(百万円)	7,711	2,666
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,711	2,666
普通株式の期中平均株式数(千株)	177,934	174,383

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
(子会社の設立について) 1. その旨及び目的 当社では、ブラジル連邦共和国に、平成21年10月1日付で子会社を設立いたしました。 近年、ブラジルのエレクトロニクスや自動車市場は急速に拡大しています。こうした中、当社では、新会社「Stanley Electric do Brasil Ltda.」を設立し、電子機器製品、自動車照明機器製品、金型の製造・販売を開始いたします。新会社では、当社グループでこれまで効果を出してきた「生産革新活動」を、設立当初から積極的に取り入れ、先進的かつ効率的な経営管理及び生産手法を早期に確立させていきます。 また、当社グループでは、得意先が「世界最適調達」を推進する中で、世界的な規模で品質コストに優れた最良の製品を提供する為、グローバルネットワークの構築を進めており、今回の南米進出により、グローバルビジネスにおける当社グループの国際競争力が一段と強化されることとなります。
2. 新設子会社の概要 (1)名称 Stanley Electric do Brasil Ltda. (2)所在地 ブラジル連邦共和国・サンパウロ市近郊 (3)土地建物 工場建屋 約11,700㎡ 敷地 約60,000㎡ (4)代表者氏名 本川 保美 (5)事業内容 電子部品、照明器具、金型の製造・販売・輸出入 (6)資本金 7,000万レアル (7)設立年月日 平成21年10月1日 (8)主な株主構成 スタンレー電気株式会社 (70.0%) (予定) Stanley Electric Holding of America, Inc. (30.0%) (9)従業員数 50名程度(平成23年度予定) (10)決算期 3月 (11)主要取引先 エレクトロニクス、自動車メーカーなど

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成21年10月28日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を行う旨決議いたしました。

中間配当金の総額	2,088百万円
1株当たりの金額	12.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成21年11月27日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

スタンレー電気株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員      公 認 会 計 士   森 本 泰 行  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士   野 村 哲 明  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月27日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

スタンレー電気株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員      公 認 会 計 士   野 村 哲 明  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士   森 本 泰 行  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却の方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。